

協議第14号の4

「事務事業調整」の別添資料

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表 ページ	担当部会	メモ
母子児童援護事業の取扱い						
	補助金に関すること	戦没者遺族会に対する補助	・現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな補助基準を設定する。	1	住民福祉	
		社会福祉協議会運営費補助	・社会福祉協議会の統合を図る。 ・補助金については協議会の新体制や事務事業を考慮しながら合併時まで調整する。	2	住民福祉	
	子育て支援に関すること	県親（ひとり親）家庭医療助成	・県制度を基本とし単独上乘せ事業を行う。 ・次のとおり単独事業を行う。 対象：入院、通院とも就学前とする。 所得制限：なし 支給方法：現物給付 一部負担金に対する助成：なし	3	住民福祉	
		出生祝金制度	・現行制度は合併時に廃止する。	4	住民福祉	
		乳児医療費助成	・現行のまま新市に引き継ぐ。	5	住民福祉	
		幼児医療費助成	・県制度を基本とし単独上乘せ事業を行う。 ・次のとおり単独事業を行う。 対象：入院、通院とも就学前とする。 所得制限：なし 支給方法：現物給付 一部負担金に対する助成：なし	6	住民福祉	
高齢障害福祉事業の取扱い						
	高齢者福祉に関すること	寝たきり老人等介護手当支給事業	・村上市の例を基準として制度を整備する。	7	住民福祉	
		家族介護慰労事業	・新市において要綱を作成し実施する。 ・内容は国の事業どおりとし、年額100,000円とする。	8	住民福祉	
		老人クラブ連合会補助事業	・新市に移行後、速やかに調整する。 ・各市町村の連合会はそのままとし、上部組織として協議会を組織化し老人クラブ連合会の統一を図る。 ・老人クラブの運営に対する補助は協議会に補助する方向で調整する。	9	住民福祉	
		シルバー人材センター運営補助事業	・シルバー人材センターの統合を推進する。 ・新市においても補助事業を継続して実施する。	10	住民福祉	

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表ページ	担当部会	メモ
		重度心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度を基本とし単独上乘せ事業を行う。 ・次のとおり単独事業を行う。 対象：入院、通院とも就学前とする。 所得制限：なし 支給方法：現物給付 一部負担金に対する助成：なし 	11	住民福祉	
		福祉手当（単独事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・神林村を基準に精神障害を加えて、合併時に統一した制度を整備する 	12	住民福祉	
		身体障害者福祉会補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉会の統合を推進する。 ・新市においても継続する方向で調整する。 	13	住民福祉	
		手をつなぐ育成会補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・手をつなぐ育成会の統合を推進する。 ・新市においても継続する方向で調整する。 	14	住民福祉	
農委産業事務・事業の取扱い						
	補助金に関すること	農業青色申告会補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・神林村の補助制度は合併時に廃止する。 	15	農委・産業	
		農業者年金受給者連盟補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に廃止する。 	16	農委・産業	
土木関係事業の取扱い						
	急傾斜地崩壊対策について	急傾斜地崩壊対策補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・神林村の助成制度は廃止する方向で調整する。 	17	土木建設	
	公園に関すること	広場、遊園地等補助助成制度（市町村独自）	<ul style="list-style-type: none"> ・広場、遊園地等の設置に対する補助、助成制度は行わない。 ・遊具の整備等については新市に移行後、補助する方向で速やかに調整する。 	18	土木建設	
住宅事業の取扱い						
	住宅資金資金貸付について	利率・利子補給等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の方向で調整する。 ・新規の資金貸付制度は行わず、預託については、償還終了時まで行う。 	19～20	土木建設	
学校教育事業の取扱い						
	学校教育活動支援について	教育活動補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のものとは違う、新たな方向で調整する。 ・補助の内容を分類し地域格差が生じないように調整する。 	21	教育	

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表 ページ	担当部会	メモ
		クラブ活動費等活性化事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のものとは違う、新たな方向で調整する。 ・ 現在の補助額に準ずる新たな補助基準を作成する。 生徒割 + 学校割 + 地域事情加算 	22	教育	
社会教育事業の取扱い						
	補助金に関すること	青少年健全育成団体への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行補助制度をそのまま引き継ぐが、合併後すみやかに新市民会議を立ち上げ調整する。 ・ 新市青少年育成市民会議が立ち上がるまでの間、現行制度を継続する。 	23	教育	
		青少年団体への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度を新市に引き継ぐが、合併後緑の少年団については一本化を図る。 ・ 荒川町の青少年自然体験参加補助金は廃止する。 	24	教育	
		女性団体への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市に移行後、組織の一本化に努めることとし、それまでの間は現行制度を継続する。 	25	教育	
		文化団体への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後に補助金額の調整を図る。 	26	教育	
		伝統芸能等保存団体への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後補助金額の調整を図る。 	27	教育	
		その他の社会教育団体への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については合併時までに調整する。 	28	教育	
		公民館活動補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度を継続し、新市移行後すみやかに新たな制度をつくり調整を図る。 	29	教育	
		国県市町村指定文化財補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上市の例により合併時までに補助金交付要綱を作成する。 	30	教育	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号	4 - 3 - 2 - 1 - 1		協定項目	その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	その他の福祉	検討確認項目	遺族及び戦傷病者に対する援護	検討確認細項目	戦没者遺族会に対する補助																																				
	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合																																									
	村上市連合戦没者遺族会補助金 400,000円	町補助金 荒川町遺族会補助金 1,000,000円 (事務局 社会福祉協議会) 会員数 282名	遺族会補助金 120,000円 遺族激励会補助金 380,000円 忠魂碑清掃及び庭木手入れ 45,000円	村遺族会補助金 240,000円 村傷痍軍人会補助金 35,000円 事務局：村社会福祉協議会 (活動内容) ・遺族会 合同慰霊祭 慰霊碑清掃 護国、靖国神社参拝 総会、役員会 ・傷痍軍人会 総会、役員会 (予算額) ・遺族会 1,050千円 ・傷痍軍人会 151千円	実施なし	実施なし																																										
	・遺族に対する各種援護法に基づき援護措置の手続き、指導を行う ・戦没者追悼式の実施 各地区ごとに実施 ・市遺族会の運営補助 関係団体 村上市連合遺族会 (社会福祉協議会内) 平成13年4月現在会員数 614人 弔慰金等受給者状況 特別弔慰金債権受給者(第7回) 平成13年5月現在 18人	荒川町遺族会(社会福祉協議会内) ・戦没者合同慰霊祭の開催 ・平成13年4月現在会員数 281人 弔慰金等受給者状況 特別弔慰金債権受給者(第7回) 平成13年5月現在 5人	戦没者慰霊祭への補助 神林村遺族会への補助 神林村遺族会 会員数 405人 弔慰金等受給者状況 特別弔慰金債権受給者(第7回) 平成13年5月現在 13人	・遺族に対する各種援護法に基づき、援護措置の手続き、指導を行う ・戦没者追悼式の実施 ・村遺族会の運営補助 関係団体 朝日村遺族会 (社会福祉協議会内) 平成13年4月現在会員数 429人 弔慰金等受給者状況 特別弔慰金債権受給者(第7回) 平成13年5月現在 12件 11人	村上市と同じ 関係団体 山北町遺族会 (町社会福祉協議会内) 平成13年4月現在会員数 270人 弔慰金等受給者状況 特別弔慰金債権受給者(第7回) 平成13年5月現在 8人	・戦没者慰霊祭の実施 関係団体 ・粟島浦村遺族会 (社会福祉協議会内) 平成13年4月現在会員数 29名 弔慰金等受給者状況 公務扶助料 3名 遺族金 1名 特別弔慰金 13名																																										
課題・問題点	市町村においては、補助金の目的・用途等多種多様な問題あり調整が難しいが、新市において連合会の組織を考えると共に、今後もブロック単位に助成は必要である。						調整後における事業費等影響額 単位：千円																																									
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現況予算額</th> <th>調整後予算見込額</th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上市</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>545</td> <td>545</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>275</td> <td>275</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,220</td> <td>2,220</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市	400	400	0	荒川町	1,000	1,000	0	神林村	545	545	0	朝日村	275	275	0	山北町				粟島浦村				広域事務組合				計	2,220	2,220	0
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																													
村上市	400	400	0																																													
荒川町	1,000	1,000	0																																													
神林村	545	545	0																																													
朝日村	275	275	0																																													
山北町																																																
粟島浦村																																																
広域事務組合																																																
計	2,220	2,220	0																																													
処理の時期	合併時																																															
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな補助基準を設定する。																																															
根拠条例・規則等							検討結果	備考																																								

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 2 - 6 - 1

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	その他の福祉	検討確認項目	社会福祉協議会	検討確認細項目	社会福祉協議会運営費補助
----------	------	--------	------	--------	--------	---------	---------	--------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>運営費補助(人件費) 総人件費の90%補助</p> <p>補助額(H14年度予算額) 19,709,000円</p> <p>補助対象 ・一般職員:3名 ・臨時職員:1名</p>	<p>運営費補助(人件費) 総人件費の100%補助</p> <p>補助額(H14年度予算額) 17,252,000円</p> <p>補助対象 ・一般職員:3名</p>	<p>運営費補助(人件費) 総人件費補助(100%)</p> <p>補助額(H14年度予算額) 10,509,000円</p> <p>補助対象 ・事務局長:1名 ・専門員:1名 ・臨時職員:1名</p> <p>平成13年度実績 運営費補助金(訪問介護事業に関するもの)追加交付 1,431,933円</p>	<p>法人運営事業費分 10,563,000円</p> <p>地域福祉事業費分 3,193,000円</p> <p>居宅介護支援事業分 4,777,000円</p> <p>合計 18,533,000円 (人件費)</p>	<p>運営費補助 総経費から会費等収入差引いた金額を補助 補助額(H14年度予算額) 13,966,000円 82.9% (事業費 16,838,000円)</p> <p>補助対象 ・一般職員:3名</p>	<p>村社会福祉協議会へ補助 12,493,000円</p>	

課題・問題点	社会福祉協議会の固有事務に伴う運営費補助については、合併により、事務の合理化と併せ事務職員の再編を行う必要がある。運営費補助金については、社会福祉協議会と綿密な協議を行う必要がある。	調整後における事業費等影響額 <small>単位:千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	19,709	
処理の時期	合併時	荒川町	17,252	
具体的処理方法	合併時 ・社会福祉協議会の統合を図る ・補助金については協議会の新体制や事務事業を考慮しながら合併時までに調整する。	神林村	11,941	
		朝日村	18,533	
		山北町	13,966	
		粟島浦村	12,493	
		計	93,894	算定不能
根拠条例・規則等		検討結果		備考

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童支援 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号	4 - 3 - 3 - 1 - 1									
協定項目・その他	分科会名	母子児童支援	調整項目	母(父)子福祉	検討確認項目	県親家庭医療助成	検討確認項目	県親(ひとり親)家庭医療助成		
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合				
ひとり親家庭等の父又は母及び児童 児童の対象年齢 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童(障害がある場合は20歳未満)	村上市と同じ 児童の対象年齢 村上市と同じ	村上市と同じ 児童の対象年齢 村上市と同じ	村上市と同じ 児童の対象年齢 村上市と同じ	村上市と同じ 児童の対象年齢 村上市と同じ	村上市と同じ 児童の対象年齢 村上市と同じ	村上市と同じ 児童の対象年齢 村上市と同じ				
対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)	対象者数 (各年度末現在)		
区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度	区分 8年度 9年度 10年度		
母子 親 177 194 209 児童 256 279 324	母子 親 64 67 63 児童 95 96 102	母子 親 41 39 34 児童 62 57 53	母子 親 40 40 41 児童 67 60 63	母子 親 33 28 29 児童 49 42 46	母子 親 2 1 1 児童 2 1 1	母子 親 2 1 1 児童 2 1 1	母子 親 2 1 1 児童 2 1 1	母子 親 2 1 1 児童 2 1 1		
父子 親 7 7 6 児童 10 11 12	父子 親 4 2 6 児童 8 6 9	父子 親 10 12 10 児童 17 16 14	父子 親 8 8 9 児童 13 13 12	父子 親 4 4 5 児童 7 7 8	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0		
養育者 親 1 2 1 児童 4 5 4	養育者 親 2 1 1 児童 2 1 1	養育者 親 1 1 1 児童 2 2 2	養育者 親 0 0 0 児童 1 0 0	養育者 親 3 0 4 児童 4 4 5	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0		
計 親 185 203 216 児童 270 295 340	計 親 70 70 70 児童 105 103 112	計 親 52 52 45 児童 81 75 69	計 親 48 48 50 児童 81 73 75	計 親 40 32 38 児童 60 53 59	計 親 2 1 1 児童 2 1 1	計 親 2 1 1 児童 2 1 1	計 親 2 1 1 児童 2 1 1	計 親 2 1 1 児童 2 1 1		
区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度	区分 11年度 12年度 13年度		
母子 親 180 214 244 児童 275 330 386	母子 親 71 75 児童 113 123	母子 親 34 36 児童 51 53	母子 親 43 34 児童 67 56	母子 親 27 28 児童 34 36	母子 親 1 0 0 児童 1 0 0	母子 親 1 0 0 児童 1 0 0	母子 親 1 0 0 児童 1 0 0	母子 親 1 0 0 児童 1 0 0		
父子 親 8 10 14 児童 15 18 23	父子 親 5 7 児童 9 13	父子 親 13 13 児童 18 22	父子 親 10 8 児童 12 11	父子 親 5 8 児童 7 13	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0	父子 親 0 0 0 児童 0 0 0		
養育者 親 1 2 2 児童 1 2 4	養育者 親 1 1 児童 1 1	養育者 親 1 1 児童 2 1	養育者 親 0 0 児童 0 0	養育者 親 1 1 児童 1 1	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0	養育者 親 0 0 0 児童 0 0 0		
計 親 189 226 258 児童 291 350 413	計 親 77 83 児童 123 137	計 親 48 50 児童 71 76	計 親 53 42 児童 79 67	計 親 33 37 児童 42 50	計 親 1 0 0 児童 1 0 0	計 親 1 0 0 児童 1 0 0	計 親 1 0 0 児童 1 0 0	計 親 1 0 0 児童 1 0 0		
受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)	受診延件数 (件)		
年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計		
8 1,291 1,144 17 2,452	8 552 496 0 1,048	8 209 362 2 573	8 230 392 4 626	8 262 228 6 496	8 不明 0 0 0	8 不明 0 0 0	8 不明 0 0 0	8 不明 0 0 0		
9 1,528 1,720 20 3,268	9 681 611 7 1,299	9 249 401 3 653	9 324 513 5 842	9 257 195 31 483	9 不明 0 0 0	9 不明 0 0 0	9 不明 0 0 0	9 不明 0 0 0		
10 2,138 1,921 6 4,065	10 730 819 1 1,550	10 309 499 1 809	10 498 504 2 1,004	10 265 330 40 635	10 9 0 0 9	10 9 0 0 9	10 9 0 0 9	10 9 0 0 9		
11 2,572 2,201 7 4,780	11 801 767 1 1,569	11 339 344 4 687	11 422 586 3 1,011	11 210 430 18 658	11 1 0 0 1	11 1 0 0 1	11 1 0 0 1	11 1 0 0 1		
12 2,833 2,102 1 4,936	12 785 763 4 1,552	12 329 490 13 832	12 386 504 0 890	12 209 463 12 684	12 0 0 0 0	12 0 0 0 0	12 0 0 0 0	12 0 0 0 0		
13 3,121 2,227 29 5,365	13	13	13	13	13 0 0 0 0	13 0 0 0 0	13 0 0 0 0	13 0 0 0 0		
給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)	給付額 (千円)		
年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計	年度 国保 社保 償還 計		
8 3,517 2,095 134 5,746	8 2,128 1,337 0 3,465	8 406 516 58 980	8 530 413 9 952	8 692 245 11 948	8 11 0 0 11	8 11 0 0 11	8 11 0 0 11	8 11 0 0 11		
9 4,311 3,153 64 7,528	9 2,548 1,600 30 4,178	9 580 632 35 1,247	9 616 697 5 1,318	9 880 442 316 1,638	9 41 0 0 41	9 41 0 0 41	9 41 0 0 41	9 41 0 0 41		
10 5,264 4,120 346 9,730	10 2,512 2,125 135 4,772	10 762 887 1 1,650	10 951 612 23 1,586	10 650 637 222 1,509	10 10 0 0 10	10 10 0 0 10	10 10 0 0 10	10 10 0 0 10		
11 5,654 3,875 413 9,942	11 2,373 1,766 2 4,141	11 663 483 5 1,151	11 481 764 7 1,252	11 665 824 33 1,522	11 3 0 0 3	11 3 0 0 3	11 3 0 0 3	11 3 0 0 3		
12 6,058 4,156 191 10,405	12 1,994 1,730 10 3,734	12 832 778 32 1,642	12 408 691 0 1,099	12 683 884 50 1,617	12 0 0 0 0	12 0 0 0 0	12 0 0 0 0	12 0 0 0 0		
13 6,408 3,792 101 10,302	13	13	13	13	13 0 0 0 0	13 0 0 0 0	13 0 0 0 0	13 0 0 0 0		
課題・問題点	神林村と朝日村で上乗せの単独事業を実施している。						調整後における事業費等影響額 単位:千円			
調整方針	県制度を基本とし、単独上乗せ事業を行う。						現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時						村上市	0	0	
具体的処理方法	県制度を基本とし、下記のとおり上乗せ単独事業を行う。 次のとおり単独事業を行う。 対象:入院、通院とも就学前とする。 所得制限:なし 支給方法:現物給付 一部負担金に対する助成:なし						荒川町	0	0	
根拠条例・規則等							神林村	120	-120	
							朝日村	2,844	0	-2,844
						山北町	0	0	0	
						粟島浦村	0	0	0	
						広域事務組合	0	0	0	
						計	2,964	0	-2,964	
						備考				
						検討結果				

事務事業調整検討表

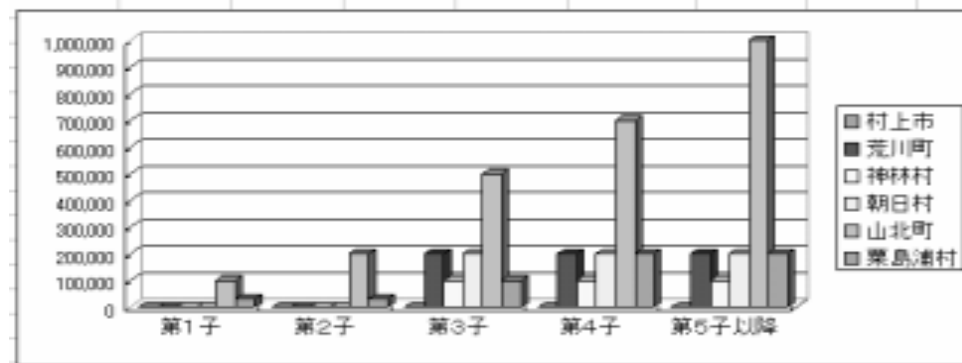
住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 5 - 5 - 2

協定項目・その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	児童福祉	検討確認項目	子育て支援	検討確認細項目	出生祝金制度
----------	------	--------	------	------	--------	-------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
実施なし	<p>受給資格 町内に住所を有し、第3子以降を出産し、児童3人以上を監護し、かつ生計を同じくしている保護者</p> <p>祝金の額 新生児1人につき200,000円</p> <p>平成13年度実績 助成件数 18件 助成金額 3,600千円</p>	<p>受給資格 村内に住所を有する者で第3子以降子を出産し生計を同じくしている保護者</p> <p>祝金の額 100,000円</p> <p>平成13年度実績 助成件数 8件 助成金額 800千円</p>	<p>(受給資格) 村内に住所を有し、第3子以降子を出産し、児童3人以上を監護し、かつ生計を同じくしている保護者</p> <p>(祝金の額) 一人につき 200,000円</p> <p>平成12年度実績 助成件数 22件 助成金額 4,400千円</p>	<p>子育てがんばろう条例により、出生子とともに、出生子が中学校卒業まで町内に居住する予定の者に支給する。</p> <p>祝金の額 第1子: 100,000円 第2子: 200,000円 第3子: 500,000円 第4子: 700,000円 第5子以降: 1,000,000円</p> <p>平成13年度実績 助成件数 49件 助成金額 11,000千円</p>	<p>・受給資格 第1子 30,000円 第2子 30,000円 第3子 100,000円 第4子以降 200,000円</p> <p>・受給資格 第1子以上を出産し、児童手当法、第4条に規定する児童を監護し、かつ生計同一引き続き5年以上村に在住する者 その他特に村長が認める者</p> <p>平成12年度実績 助成件数 1件 助成金額 200千円</p>	



課題・問題点	各市町村で対象児、金額にばらつきがある。		調整後における事業費等影響額 単位: 千円			
			現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行制度は合併時に廃止する。		村上市	0	0	0
処理の時期	合併時		荒川町	4,000	0	4,000
具体的処理方法	現行制度は合併時に廃止する。		神林村	1,500	0	1,500
			朝日村	3,600	0	3,600
根拠条例・規則等	荒川町出生祝金支給条例 神林村すこやか養育祝金支給条例 朝日村出産奨励福祉金支給条例 山北町子育てがんばろう条例	検討結果	山北町	10,300	0	10,300
			粟島浦村	100	0	100
			広域事務組合			
			計	19,500	0	19,500
			備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 5 - 6 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	児童福祉	検討確認項目	医療費助成	検討確認細項目	乳児医療費助成
------------	------	--------	------	------	--------	-------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
県事業による H14実績 8,373千円	県事業による H14実績 2,793千円	県事業による H14実績 2,594千円	県事業による H14実績 2,641千円	県事業による H14実績 1,070千円	県事業による H14実績 25千円	

課題・問題点	全市町村で同一であるため、とくに問題なし。					調整後における事業費等影響額			
						単位：千円			
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ	合併時	現行のまま新市に引き継ぐ	検討結果	備考	村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
						荒川町	0	0	0
						神林村	0	0	0
						朝日村	0	0	0
						山北町	0	0	0
						粟島浦村	0	0	0
						広域事務組合	0	0	0
計	0	0	0						

根拠条例・規則等	各市町村乳児の医療費助成に関する条例、施行規則	検討結果	備考
----------	-------------------------	------	----

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 5 - 6 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	児童福祉	検討確認項目	医療費助成	検討確認細項目	幼児医療費助成
------------	------	--------	------	------	--------	-------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
単独事業あり 対象 入院 就学前まで 通院 4歳未満 所得制限 なし 支給方法 現物給付 一部負担金に対する助成 なし	県事業による 対象 入院 4歳未満 通院 3歳未満 所得制限 児童手当特例給付準拠 支給方法 現物給付 一部負担金に対する助成 なし	単独事業あり 対象 入院 就学前まで 通院 4歳未満 所得制限 なし 支給方法 現物給付 一部負担金に対する助成 なし	単独事業あり (対象年齢) 入・通院とも就学前の3月末まで (所得制限) なし 一部負担金助成事業 H14年度予算額 2,400千円	単独事業あり 対象 入院 就学前まで 通院 就学前まで 所得制限 なし 支給方法 現物給付 一部負担金に対する助成 なし	県事業による	

課題・問題点	各市町村ごとにばらつきはあるものの、住民要望が強い事業である。					調整後における事業費等影響額			
						単位：千円			
調整方針	県制度を基本とし、単独上乘せ事業を行う。					村上市	1,189	22,021	20,832
						荒川町		11,881	11,881
処理の時期	合併時					神林村	2,329	4,531	2,202
						朝日村	13,879	9,950	3,929
具体的処理方法	県制度を基本とし、下記のとおり単独上乘せ事業を行う。 次のとおり単独事業を行う。 対象：入院、通院とも就学前とする。 所得制限：なし 支給方法：現物給付 一部負担金に対する助成：なし					山北町	4,220	3,154	1,066
						粟島浦村	0	14	14
根拠条例・規則等	各市町村幼児の医療費助成に関する条例、施行規則					広域事務組合			0
						計	21,617	51,551	29,934
						検討結果			
						備考			

事務事業調整検討表

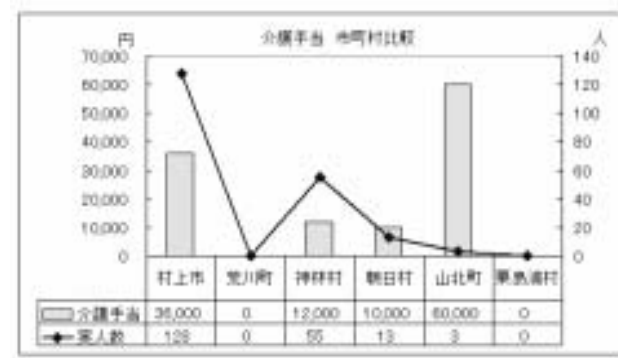
住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	寝たきり老人等介護手当支給事業
----------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	-----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>概ね65歳以上の寝たきり又は痴呆性老人の介護者に対して月3,000円を支給 特別障害者手当、障害年金、生活保護を受けている介護者を除く。 平成15年度対象者80名</p>	<p>なし</p> <p>H15 4月現在該当者数 15名</p>	<p>概ね65歳以上の在宅寝たきり老人、痴呆性老人を常時介護している方に支給する。 月額3000円</p> <p>特別障害者手当、障害年金、福祉手当を受給している方は 月額1000円</p>	<p>朝日村心身障害者福祉金支給条例</p> <p>支給資格 朝日村に1年以上住所を有する者で、ねたきり老人として村長が認めた者。(民生委員の申請 保健師の確認)</p> <p>手当の額 年額15,000円</p> <p>H14実績(H13まで20,000円) 対象者数 22人 支給金額 330,000円</p> <p>H15年度から1人年額10,000円</p>	<p>山北町在宅寝たきり重度障害者等介護手当支給要綱</p> <p>支給資格 町内に住所を有し、1年以上寝たきりの重度障害者及び1年以上痴呆の状態が継続している者</p> <p>手当の額 月額5,000円</p> <p>H14実績 対象者(延べ) 52人 支給金額 260,000円</p>	<p>制度なし</p>	



課題・問題点	介護保険施行時は、家族手当は廃止の方向であったが、施設入所が介護保険財政を圧迫し、在宅福祉の推進を図らなければならない現状となっている。在宅生活の延伸と家族介護者の慰労の観点から、介護手当支給を継続する。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例により、合併時までに調整する。	村上市	2,880	2,880	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	540	540
具体的処理方法	村上市の例を基準として制度を整備する。	神林村	1,380	900	-480
		朝日村	200	792	592
		山北町	300	156	-144
		粟島浦村	0	72	72
根拠条例・規則等	特になし	広域事務組合			0
		計	4,760	5,340	580
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 19

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	家族介護慰労事業
------	-----	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
なし	<p>荒川町家族介護慰労事業実施要綱</p> <p>内容</p> <p>要介護4又は5に相当する当該年度分町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイを除く)を受けなかった者を現に介護している家族(隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護にあたっていると認められる世帯を含む)に慰労金を贈呈。</p> <p>慰労金 年額 100,000円</p> <p>H14実績 なし</p>	<p>神林村家族介護慰労事業実施要綱</p> <p>内容</p> <p>要介護4又は5に相当する村民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している家族に対し介護慰労金を支給する。</p> <p>年額100,000円</p>	<p>朝日村家族介護慰労事業実施要綱</p> <p>内容</p> <p>要介護4・5に相当する当該年度分村民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を現に介護している家族を慰労。</p> <p>慰労金 年額 100,000円</p> <p>H14実績 なし</p>	なし	制度なし	

課題・問題点	国の事業、3市町村に制度がない。他3町村は国の制度どおりに同一の要綱である。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	3町村にある要綱を例に新市において実施する。	村上市	0	700	700
処理の時期	合併時	荒川町	100	100	0
具体的処理方法	新市において要綱を作成し実施する。内容は国の事業どおりとし、年額100,000円とする。	神林村	300	300	0
		朝日村	100	100	0
		山北町	0	100	100
		粟島浦村	0	100	100
根拠条例・規則等		広域事務組合			0
		計	500	1,400	900
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 4 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	老人クラブ	検討確認細項目	老人クラブ連合会補助事業
------------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	--------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
市老人クラブ連合会活動促進事業補助金 年額 1,529,000円 県支出金 644,000円 健康づくり補助金 年額 940,000円 県支出金 626,000円	老人クラブ連合会助成金 1,349,000円	老人クラブ連合会への補助金 1,097,000円 連合会数 1(県補助対象)	老人クラブ連合会補助金 500,000円	老人クラブ連合会補助金 399,000円	・運営費助成 1クラブ 200,000円	

課題・問題点	各市町村で補助金にばらつきがある。	調整後における事業費等影響額		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	新市に移行後、速やかに調整する。	村上市	3,387	0
処理の時期	合併後	荒川町	1,349	0
具体的処理方法	・各市町村の連合会はそのままとし、上部組織として協議会を組織化し老人クラブ連合会の統一を図る ・老人クラブの運営に対する補助は協議会に補助する方向で調整する。	神林村	1,097	0
		朝日村	500	0
		山北町	399	0
		粟島浦村	200	0
		広域事務組合		0
根拠条例・規則等		計	6,932	0
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 5 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	シルバー人材センター	検討確認細項目	シルバー人材センター運営補助事業
------------	------	------	------	-------	--------	------------	---------	------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
高齢者職業機会確保事業費等補助金 年補助金 5,697,000円	H14実績 3,046,000円	村上地区シルバー人材センター負担金 2,470,000円	朝日村シルバー人材センター 事業運営費補助金 (H11~H13までの3年間 定着促進奨励金 3,000,000円) 4,000,000円 H14年度 950,000円	H14実績 2,534,000円	・なし	

課題・問題点	朝日村のみが独立したシルバー人材センターである。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行とは違う新たな方向で調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	5,697	同左	-
荒川町	3,046	0			
神林村	2,470	0			
朝日村	950	0			
山北町	2,541	0			
粟島浦村	0	0			
具体的処理方法	・シルバー人材センターの統合を推進する。 ・新市においても補助事業を継続して実施する。	広域事務組合	0	0	
		計	14,704	14,704	0
根拠条例・規則等		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 1 - 5

協定項目	・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	生活支援	検討確認細項目	重度心身障害者医療費助成事業
------	-------	------	------	------	---------	--------	------	---------	----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
上乗せ事業 一部負担金助成事業 (老人医療対象者以外) 対象者の拡大なし 所得制限なし	県制度に同じ(所得制限あり)	上乗せ事業 一部負担金助成事業なし 対象者の拡大なし 所得制限なし	上乗せ事業 一部負担金助成事業 (老人医療対象者以外) 対象者の拡大 県の制度対象者以外に膀胱・直腸 機能障害者で手帳の交付を受けて いる者 所得制限なし	県制度に同じ(所得制限あり)	県制度に同じ(所得制限あり)	

課題・問題点	市町村によつての単独助成制度あり。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	県制度を基本とし、単独上乗せ事業を行う。	村上市	0	85	85
処理の時期	合併時	荒川町	0	11	11
具体的処理方法	県制度を基本とし、下記のとおり単独上乗せ事業を行う。 次のとおり単独事業を行う。 対象：入院、通院とも就学前とする。 所得制限：なし 支給方法：現物給付 一部負担金に対する助成：なし	神林村	948	17	-931
		朝日村	4,247	66	-4,181
		山北町	0	34	34
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等	・村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村重度心身障害者医療費助成に関する条例 ・村上市、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 ・朝日村父、母子家庭等医療費助成に関する条例	広域事務組合	0	0	0
		計	0	213	-4,982
		備考			

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	手当・共済	検討確認細項目	福祉手当(単独事業)
------------	------	------	------	---------	--------	-------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>支給対象 在宅の心身障害者で、障害年金・特別障害手当を受けていない人</p> <p>平成14年度 (市単独事業) 一人年額 12,000円</p>	<p>支給対象 身体障害者手帳1～5級、療育手帳所持者及び精神障害手帳1～3級</p> <p>身障手帳(年額) 1級 12,000円 2級 10,000円 3級 8,000円 4級 6,000円 5級 4,000円</p> <p>療育手帳A・Bとも(年額) 12,000円</p> <p>精神障害手帳(年額) 1級 12,000円 2級 10,000円 3級 8,000円</p> <p>対象予定者 10人</p>	<p>支給対象 在宅の心身障害者で、障害年金・特別障害手当を受けていない人</p> <p>支給額 年1回支給 身障1級 50,000円 身障2級 40,000円 身障3級 30,000円 療育手帳A 50,000円 療育手帳B 30,000円</p> <p>平成15年度より実施 夢応援助成金 (新制度に追加) 精神障害 1級 50,000円 2級 40,000円 3級 30,000円</p>	<p>支給対象 心身障害者福祉金 在宅の心身障害者</p> <p>支給額 (H15年度額改定) 年1回支給 身障1級 10,000円 身障2級 10,000円 身障3級 10,000円 療育A 10,000円 療育B 10,000円 ねたきり 10,000円 老人</p>	<p>まごころ福祉金 身体障害者手帳1～4級 精神障害者保健福祉手帳1～3級 知的障害者 いずれも所得税非課税者を対象とする</p> <p>支給額 年1回支給(10月) -1 身障1級 6,000円 -2 身障2級 5,000円 -3 身障3級 4,000円 -4 身障4級 3,000円 -1 1級 5,000円 -2 2級 4,000円 -3 3級 3,000円 知的障害者 7,000円</p> <p>13年度実績 1,523,000円</p> <p>対象予定者 10人</p>	<p>・なし</p>	

課題・問題点	手当支給対象者や支給額が市町村によって異なる。	調整後における事業費等影響額 単位:千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	神林村の例により合併時までに調整する。	村上市	384	3,806
		荒川町	3,234	2,694
処理の時期	合併時	神林村	500	40
		朝日村	3,700	3,200
具体的処理方法	神林村を基準に精神障害を加えて、合併時に統一した制度を整備する。	山北町	1,633	1,333
		粟島浦村	0	0
根拠条例・規則等	村上市心身障害児(者)福祉金支給条例 荒川町、神林村、朝日村、山北町心身障害者福祉金支給条例 村上市心身障害児(者)福祉金支給条例施行規則 朝日村、山北町心身障害者福祉金支給規則	計	9,451	3,381
		備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号	4 - 4 - 2 - 3 - 1								
協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	その他	検討確認細項目	身体障害者福祉会補助金
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
平成14年度 年間 200,000円	町補助金 荒川町身体障害者福祉協会補助金 220,000円 (事務局 荒川町社会福祉協議会) 会員数 85名	交友クラブ補助金53,000円 (事務局は社会福祉協議会)	村身体障害者福祉会補助金 (社会福祉協議会) 160,000円	社会福祉協議会で補助 H15年度 100,000円	実施なし				
課題・問題点	各市町村によって補助金額ばらつきがある。					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で検討する。					村上市	100	100	0
処理の時期	合併後					荒川町	220	220	0
具体的処理方法	・身体障害者福祉会の統合を推進する。 ・新市においても補助事業を継続する方向で調整する。					神林村	53	53	0
根拠条例・規則等	なし					朝日村	160	160	0
						山北町	0	0	0
						粟島浦村	0	0	0
						広域事務組合			0
						計	533	533	0
						検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 2 - 3 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	心身障害者福祉	検討確認項目	その他	検討確認細項目	手をつなぐ育成会補助金
------------	------	------	------	---------	--------	-----	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
市補助金 100千円	町補助金 荒川町手をつなぐ育成会補助金 100,000 円 会員数 28 名	手をつなぐ育成会補助金 47,000円	知的障害者育成会補助金 (社会福祉協議会) 45,000 円	社会福祉協議会で補助 H15年度 50,000円	なし	

課題・問題点	各市町村によって補助金額にばらつきがある。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で検討する。	村上市	100	100	0
処理の時期	合併後	荒川町	100	100	0
具体的処理方法	・手をつなぐ育成会の統合を推進する。 ・新市においても補助事業を継続する方向で調整する。	神林村	47	47	0
		朝日村	45	45	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等	なし	広域事務組合			0
		計	292	292	0
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農業委員会 分科会

分科会長 神林村 平山吉郎

番号 5 - 1 - 2 - 5 - 4

協定項目 ・ その他	分科会名	農業委員会分科会	調整項目	業務・事業関係について	検討確認項目	負担金・会費・拠出金	検討確認細項目	農業青色申告会補助金
------------	------	----------	------	-------------	--------	------------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市農業青色申告会補助金 市からの補助金なし	荒川町農業青色申告会補助金 町からの補助金なし	神林村農業青色申告会補助金 28,000円	朝日村農業青色申告会補助金 村からの補助金なし	山北町農業青色申告会補助金 町からの補助金なし		

課題・問題点	神林村のみで補助。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	神林村の補助制度は合併時に廃止する。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	神林村の補助制度は合併時に廃止する。	神林村	28	0	28
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	28	0	28
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農業委員会 分科会

分科会長 神林村 平山吉郎

番号	5 - 1 - 2 - 5 - 5								
協定項目・その他	分科会名	農業委員会分科会	調整項目	業務・事業関係について	検討確認項目	負担金・会費・拠出金	検討確認細項目	農業者年金受給者連盟補助金	
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
村上市農業者年金受給者連盟補助金 市からの補助金なし	荒川町農業者年金受給者連盟補助金 70,000円	神林村農業者年金受給者連盟補助金 93,000円	朝日村農業者年金受給者連盟補助金 村からの補助金なし	組織なし	なし				
課題・問題点	補助金額が各市町村で相違あり。					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	合併時に廃止する。					現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時					村上市	0	0	
具体的処理方法	合併時に廃止する。					荒川町	70	0	
根拠条例・規則等						神林村	93	0	
						朝日村	0	0	
						山北町	0	0	
						粟島浦村	0	0	
						広域事務組合	0	0	
						計	163	0	163
						検討結果	備考		

事務事業調整検討表

土木建設 部会 建設管理 分科会
分科会長 村上市 五十嵐孝次

番号 6 - 1 - 6 - 1 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	建設管理	調整項目	急傾斜地対策	検討確認項目	急傾斜地崩壊対策	検討確認細項目	補助金交付
------------	------	------	------	--------	--------	----------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
		<p>*がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付 (交付対象事業) (1)危険住宅の除却等に要する経費 (2)危険住宅にかわる住宅の建築に要する費用</p> <p>(補助対象額) (1)は、545千円を限度 (2)は、2,300千円(土地購入のない場合は1,800千円を限度)</p> <p>(補助率) (1)(2)とも10/10</p>				

課題・問題点	神林村だけの制度である。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	廃止する方向で調整する。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	神林村の助成制度は廃止する方向で調整する。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	0
根拠条例・規則等	神林村がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱	計	0	0	0
		備考			

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 6 - 5 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	国土計画	調整項目	公園	検討確認項目	広場、遊園地等	検討確認細項目	補助、助成制度（市町村独自）
------------	------	------	------	----	--------	---------	---------	----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
現状補助・助成あり ○村上市児童広場 助成内容 抜根造成を市長が行なう 工事費は1,000円/m程度 村上市児童遊園地遊具 補助内容 対象経費が5万円以上 基準額の2/3補助 基準額の上限 600千円	現状補助・助成なし	現状補助・助成あり 神林村児童福祉施設整備 簡易水泳プールの新設 上限3,400千円の1/2補助 集落営遊園地の遊具の新設 上限200千円の1/2補助 集落営遊園地の遊具の修繕 上限100千円の1/2補助 簡易水泳プールの修繕 実支出額の1/2補助 簡易水泳プールの水道料金 実支出額補助 簡易水泳プールの消毒薬剤 全量の現物補助	現状補助・助成なし	現状補助・助成なし	現状補助・助成なし	

課題・問題点	村上市、神林村で補助、助成制度がある。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	広場、遊園地等の設置に対する補助、助成制度は行わない。ただし、遊具の整備等については、新市に移行後、補助する方向で速やかに調整する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等	村上市児童広場設置基準、村上市児童遊園地遊具整備補助金交付要綱、神林村児童福祉施設整備費等補助金交付要綱	広域事務組合		
		計		
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 3 - 1 - 1

協定項目	その他	分科会名	国土計画	調整項目	一般住宅	検討確認項目	住宅資金貸付	検討確認細項目	利率・利子補給等	(No.1)
------	-----	------	------	------	------	--------	--------	---------	----------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>村上市定住促進住宅建設資金貸付制度</p> <p>募集時期 年4回 第1回 6月 第2回 9月 第3回 12月 第4回 3月</p> <p>貸付金額 一戸当り500万円(10万単位)</p> <p>利率 転入者 最初の10年 2.1% 11年目以降 3.1% その他 3.1%</p> <p>対象者 すべてに該当する者 (1)市内に自ら居住する住宅を建設者、又は購入契約を締結する者 (2)資金の貸付を受けなければ住宅の建設ができない者で、前年1年間の収入又は所得金額が次の金額未満であること ・給与所得のみの者 収入金額 1,000万円 ・その他 所得金額 790万円 (3)貸付金の償還が確実にできる見込みのある者 (4)市税等の完納者であること (5)住宅部分の建築面積が50㎡以上の新築、増築、改築で建築確認を受けて住宅を建築する者、又は新築の一戸建てを購入する者</p>	無し	<p>神林村住宅建設資金貸付事業実施要綱</p> <p>村長は取り扱い金融機関に対して毎年予算の範囲において資金の原資を預託するものとする。</p> <p>貸付金額 一戸当り300万円(10万単位)</p> <p>利率 住宅部分が135㎡以下 5.0% 住宅部分が135㎡を超えるもの 6.5%</p> <p>貸付対象者 すべてに該当する者 (1)自ら居住するため神林村地内に住宅を建設する者 (2)資金の貸付を受けなければ住宅の建設ができない者 (3)住宅部分の面積が10平方メートル以上であること (4)村税の完納者であること (5)貸付の償還が確実にできる見込みのある者 (6)1年の収入金額が別表に掲げる以下の者 ・給与所得のみの者 収入金額 700万円 ・その他 所得金額 525万円 (7)昭和58年4月1日意向に建築確認を申請する者で、第6条に規定する借入れ申込み時に現地着工していないこと</p>		<p>山北町住宅建設資金貸付制度</p> <p>募集時期 随時 貸付枠内で締め切り(原則)</p> <p>貸付金額 ・一般住宅資金 一戸当り700万円(10万単位) ・下水道改造資金 一戸当り300万円(10万単位)</p> <p>利率・償還期間 ・一般住宅資金 年利2.8%(固定)20年以内 ・下水道改造資金 年利2.7%(固定)20年以内</p> <p>対象者 以下の条件すべてに該当する者 (1)自ら又は家族が居住するため町内に住宅を建設する者 (2)資金の貸付を受けなければ住宅の建設ができない者で、前年1年間の収入又は所得金額が次の額以下の者(下水道改造資金は加入促進図る為、制限なし) ・給与所得のみの者 収入金額 1,431万円 ・その他 所得金額 1,200万円 (3)貸付金の償還が確実にできる見込みのある者 (4)町税等の完納者であること (5)借入れ申し込み書を提出する際、工事に着手していないこと。 (事前協議があれば可) (6)木材は原則として町産材を使用すること。</p>		

課題・問題点	全市町村で設定していない為、統一がとれない。年々利用者が減少していることや、利率が市中銀行より高い。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	廃止の方向で調整する。ただし、預託については既存分が終了するまで行う。	村上市	48,505	48,505	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	新規の資金貸付制度は行わず、預託については、償還終了時まで行う。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	23,298	23,298	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市定住促進住宅建設資金貸付要綱 ・神林村住宅建設資金貸付事業実施要綱 ・山北町住宅建設資金貸付要綱 	広域事務組合	0	0	0
		計	71,803	71,803	0
		備考			

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 3 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	国土計画	調整項目	一般住宅	検討確認項目	住宅資金貸付	検討確認細項目	利率・利子補給等	(No. 2)
------------	------	------	------	------	--------	--------	---------	----------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
返済方法 貸付を受けた月の翌月から元利金等の月賦償還で25年以内元利金の一部又は全部を繰上償還ができる 貸付決定 申し込み者が多数で予算枠をこえる場合、審査して決定 優先条件に該当する者は、優先貸付 (1)災害により住宅を失った者 (2)転入者 (3)同居する扶養親族がいる者で、60歳以上の高齢者又は障害者が含まれる者 資金の受け取り時期 申し込み金融機関と金銭消費貸借契約を締結した後 申し込み方法 取扱い金融機関に備え付けの「借入れ申込書」を金融機関に提出 添付書類 (1)納税証明書 (2)所得証明書 (3)住民票の写し (4)優先条件の(1),(3)に該当する者は、それを証明するもの 相談窓口 商工観光課 商工振興係	無	償還期間 10年以内 貸付を受けた月の翌月から元利金等の月賦償還とする。 元利金の一部又は全部を繰上償還ができる 貸付決定 貸付申込書を受理後審査し貸付決定について村長に協議する。 借入申込み 借入申込書により取扱い金融機関にもうしこむものとする。 神林村住宅建設資金貸付事業実施要綱に定めるほか神林村住宅建設資金貸付事業事務取扱要領による (昭和60年3月31日以降 予算措置なし)		返済方法 貸付を受けた月の翌月から元利金等の月賦償還で20年以内元利金の一部又は全部を繰上償還ができる 貸付決定 取扱い金融機関は申込書を受理したら審査し町長に協議して可否の決定を行なう 資金の受け取り時期 取扱い金融機関と金銭消費貸借契約を締結した後 申し込み方法 所定の「借入申込書」に必要書類(取扱い金融機関が必要とする書類)を添付し取扱い金融機関に提出 その他 工事完了届を完了後速やかに提出 (着手前・完了後の写真添付) 相談窓口 建設環境課 建設維持係		

課題・問題点	(No. 1に記載)	調整後における事業費等影響額		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針		村上市		
処理の時期		荒川町		
具体的処理方法		神林村		
		朝日村		
		山北町		
根拠条例・規則等		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 10 - 6 - 1

協定項目・その他	分科会名	学校教育	調整項目	教育支援事業	検討確認項目	学校教育活動支援	検討確認細項目	教育活動補助金
----------	------	------	------	--------	--------	----------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
プール監視報償	ジュニア展作品出品補助55千円	ジュニア展作品出品補助 ・修学旅行引率者補助金 小学校1校 10,000円 中学校1校 30,000円	児童活動助成補助金 243,000円 小学校 各種大会・発表会・交流会への参加経費 プール監視報償 35,000円/校	JRC指定加盟校活動費 40,000円 へき地校等水泳指導旅費 90,000円 町小学校体育連盟 236,000円	海水浴場管理費 賃金 5,000円×2名×30日 300,000円 宿代 50,000円 交通費 20,000円 計 370,000円	

課題・問題点	市町村固有の事情で、独自の補助を実施。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	975	975	0
		荒川町	55	55	0
処理の時期	合併後	神林村	158	158	0
		朝日村	453	453	0
具体的処理方法	補助の内容を分類し地域格差が生じないよう調整する。	山北町	366	366	0
		粟島浦村	370	370	0
根拠条例・規則等		広域事務組合			
		計	1,347	1,347	0
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 10 - 6 - 2

協定項目・その他	分科会名	学校教育	調整項目	教育支援事業	検討確認項目	学校教育活動支援	検討確認細項目	クラブ活動費等活性化事業費補助金
----------	------	------	------	--------	--------	----------	---------	------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
小中学校各種大会参加 報償費	中学校各種大会参加旅費補助	大会等参加補助金 各種大会等参加費及び交通費を補助	中学校 1,125,000円 選手派遣費、ユニホーム補充費、健康管理費	補助金 各種大会等交通費 2,445,000 円 保護者会活動費補助金 200,000 円	中学校 クラブ選征費 340,000 円	

課題・問題点	市町村間の差が大きい。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	1,750	1,750	0
処理の時期	合併時	荒川町	1,060	1,060	0
		神林村	650	650	0
具体的処理方法	現在の補助額に準ずる新たな補助基準を作成する。生徒割+学校割+地域事情加算。	朝日村	1,125	1,125	0
		山北町	2,645	2,645	0
根拠条例・規則等		粟島浦村	340	340	0
		広域事務組合		0	0
		計	7,570	7,570	0
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号	7 - 2 - 6 - 1 - 1		協定項目	その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	社会教育関係団体への補助金	検討確認細項目	青少年健全育成団体への補助金
	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	栗島浦村	広域事務組合					
		青少年健全育成町民会議補助金	青少年育成村民会議 補助金 200,000円 賛助会費 個人 150円 特別会員 2,000円	青少年育成村民会議 補助金 360,000円 賛助会費 個人 1,000円 特別会員 3,000円 世帯会員 200円 平成15年8月1日から教育委員会 社会教育課が事務局を担当	青少年健全育成町民会議 運営費補助金 300千円	なし						
課題・問題点	補助金額に差がある。 村上市が育成会議を組織していない。 村上市は市全体としての組織はないが、3地区に育成会組織があり(岩船地区、瀬波地区、山辺里地区)、地区公民館で事務局を担当している。						調整後における事業費等影響額 単位:千円					
調整方針	現行補助制度をそのまま引き継ぐが、合併後すみやかに新市民会議を立ち上げ調整する。						村上市	0	0	0	0	0
処理の時期	合併時						荒川町	300	300	0	0	0
具体的処理方法	新市青少年育成市民会議が立ち上がるまでの間、現行補助制度を継続する。						神林村	200	200	0	0	0
根拠条例・規則等	山北町補助金等交付規則 地方自治法						朝日村	0	0	0	0	0
							山北町	300	300	0	0	0
							栗島浦村	0	0	0	0	0
							広域事務組合	0	0	0	0	0
							計	800	800	0	0	0
							備考					
							検討結果	1				

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号 7 - 2 - 6 - 1 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	社会教育関係団体への補助金	検討確認細項目	青少年団体への補助金
------------	------	------	------	-----	--------	---------------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
市健民少年団活動補助金 540,000円 団員数 142人 H14 決算額600,000円 H13に県連合青年団の青年祭の郷土芸能部門を村上市を会場に全国大会の予選会を兼ねて実施	荒川町子ども会連絡協議会補助金 101千円 青少年自然体験参加補助金 30千円	なし	緑の少年団補助金 補助金：800,000円	山北町緑の少年団運営費補助金 406千円 地域子ども会育成会補助金 32組織 321千円	なし	

課題・問題点	健民少年団と、緑の少年団組織がある。子供会育成関係の補助金がある。	調整後における事業費等影響額			単位：千円	
		村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	現行制度を新市に引き継ぐが、合併後緑の少年団については一本化を図る。荒川町の青少年自然体験参加補助金は廃止する。	村上市	540	540	0	
処理の時期	合併後	荒川町	140	110	30	
具体的処理方法	現行制度を新市に引き継ぐが、合併後緑の少年団については一本化を図る。荒川町の青少年自然体験参加補助金は廃止する。	神林村	0	0	0	
		朝日村	800	800	0	
		山北町	727	727	0	
		粟島浦村	0	0	0	
		広域事務組合	0	0	0	
根拠条例・規則等	地方自治法、村上市補助金交付規則、朝日村補助金等交付規則・荒川町補助金等交付規則・山北町補助金等交付規則	計	2,207	2,177	30	
		検討結果	19	備考		

事務事業調整検討表

教 育 部 会 社 会 教 育 分 科 会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号	7 - 2 - 6 - 1 - 3											
協定項目	その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	社会教育関係団体への補助金	検討確認細項目	女性団体への補助金			
村上市		荒川町		神林村		朝日村		山北町		粟島浦村		
市婦人会補助金 225,000円 会員数 320人 H14 決算額 250,000円		婦人会補助金 60,000円		なし (婦人会なし)		連合婦人会補助金 135,000円		現在なし		婦人会補助金 内浦地区 40,000円 釜谷地区 10,000円		
										広域事務組合		
課題・問題点	補助金の額に差がある。								調整後における事業費等影響額 単位：千円			
									現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行制度を新市に引き継ぐ。								村上市	225	225	0
処理の時期	合併時								荒川町	60	60	0
具体的処理方法	新市に移行後、組織の一本化に努めることとし、それまでの間は現行制度を継続する。								神林村	0	0	0
									朝日村	135	135	0
									山北町	0	0	0
									粟島浦村	50	50	0
									広域事務組合	0	0	0
									計	470	470	0
根拠条例・規則等	地方自治法、市補助金交付規則、市社会教育関係団体推進事業補助金交付要綱 朝日村補助金等交付規則・関川村補助金等交付規則・荒川町補助金等交付規則・山北町補助金等交付規則						検討結果	1	備考			

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号	7 - 2 - 6 - 1 - 5																																																										
協定項目	社会教育		調整項目	補助金	検討確認項目	社会教育関係団体への補助金	検討確認細項目	文化団体への補助金																																																			
村上市	荒川町		神林村		朝日村		山北町		栗島浦村	広域事務組合																																																	
市文化協会補助金 180,000円 加盟団体 20 個人会員 3 H14 決算額 200,000円	文化協会補助金 600千円 <table border="1"> <tr><td>会員</td><td>団体数</td><td>加入数</td></tr> <tr><td>団体</td><td>42</td><td>600</td></tr> <tr><td>個人</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>合計</td><td>42</td><td>603</td></tr> </table>		会員	団体数	加入数	団体	42	600	個人		3	合計	42	603	文化協会補助金 470,000円 <table border="1"> <tr><td>会員</td><td>団体数</td><td>加入数</td></tr> <tr><td>団体</td><td>32</td><td>485</td></tr> <tr><td>個人</td><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>合計</td><td>32</td><td>495</td></tr> </table>		会員	団体数	加入数	団体	32	485	個人		10	合計	32	495	文化協会補助金 450,000円 <table border="1"> <tr><td>会員</td><td>団体数</td><td>加入数</td></tr> <tr><td>団体</td><td>36</td><td>463</td></tr> <tr><td>個人</td><td></td><td>14</td></tr> <tr><td>合計</td><td>36</td><td>477</td></tr> </table>		会員	団体数	加入数	団体	36	463	個人		14	合計	36	477	文化協会運営費補助金 750千円 <table border="1"> <tr><td>会員</td><td>団体数</td><td>加入数</td></tr> <tr><td>団体</td><td>30</td><td>482</td></tr> <tr><td>個人</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30</td><td>484</td></tr> </table>		会員	団体数	加入数	団体	30	482	個人		2	合計	30	484	なし		
会員	団体数	加入数																																																									
団体	42	600																																																									
個人		3																																																									
合計	42	603																																																									
会員	団体数	加入数																																																									
団体	32	485																																																									
個人		10																																																									
合計	32	495																																																									
会員	団体数	加入数																																																									
団体	36	463																																																									
個人		14																																																									
合計	36	477																																																									
会員	団体数	加入数																																																									
団体	30	482																																																									
個人		2																																																									
合計	30	484																																																									
課題・問題点	補助金額に差がある。							調整後における事業費等影響額 単位：千円																																																			
調整方針	現行制度を新市に引き継ぐ。							村上市	180	180	0																																																
処理の時期	合併時							荒川町	600	600	0																																																
具体的処理方法	現行のまま新市に引継ぎ、新市に移行後に補助金額の調整を図る。							神林村	470	470	0																																																
根拠条例・規則等	朝日村補助金等交付規則・荒川町補助金等交付規則・山北町補助金等交付規則・神林村補助金等交付規則 地方自治法、市補助金交付規則、市社会教育関係団体推進事業補助金交付要綱							朝日村	450	450	0																																																
								山北町	750	750	0																																																
								栗島浦村	30	30	0																																																
							広域事務組合	0	0	0																																																	
							計	2,480	2,480	0																																																	
							検討結果	1	備考																																																		

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号	7 - 2 - 6 - 1 - 7								
協定項目	その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	社会教育関係団体への補助金	検討確認細項目	伝統芸能等保存団体への補助金
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
なし	なし	ふるさとづくり事業助成金 500,000円	大須戸能保存会補助金 570,000円 薪能演能補助金 570,000円	なし	内浦神楽会 30,000円 釜谷獅子舞保存会 30,000円				
課題・問題点	現市町村で様々である。					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	現行制度を新市に引き継ぐ。					村上市	0	0	0
処理の時期	合併時					荒川町	0	0	0
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後補助金額の調整を図る。					神林村	500	500	0
根拠条例・規則等	地方自治法、村上市補助金交付規則、朝日村補助金等交付規則・粟島浦村補助金等交付規則					朝日村	1,140	1,140	0
						山北町	0	0	0
						粟島浦村	60	60	0
					広域事務組合	0	0	0	
					計	1,700	1,700	0	
					検討結果	1	備考		

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号 7 - 2 - 6 - 1 - 8

協定項目 ・ その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	社会教育関係団体への補助金	検討確認細項目	その他の社会教育団体への補助金
------------	------	------	------	-----	--------	---------------	---------	-----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	栗島浦村	広域事務組合
なし	なし	神林村PTA研究大会 印刷製本費 60,000円	朝日村PTA研究大会負担金 120千円	山北町PTA研究大会補助金 80千円	なし	

課題・問題点	町村単位のPTA研究大会補助金を交付している町村がある。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行制度を新市に引き継ぐ。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については合併時までに調整する。	神林村	60	60	0
		朝日村	120	120	0
		山北町	80	80	0
		栗島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等	山北町補助金等交付規則	広域事務組合	0	0	0
		計	260	260	0
		検討結果	1	備考	

事務事業調整検討表

教 育 部 会 社 会 教 育 分 科 会
 分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号 7 - 2 - 6 - 3 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	公民館関係補助金	検討確認細項目	公民館活動補助金
------------	------	------	------	-----	--------	----------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
町内公民館活動助成金 年20町内 1町内 6千円	なし	なし	集落公民館運営費補助金 44集落公民館 1,918千円 人口割：1人×100円 均等割：1集落×15,400円	集落公民館活動費補助金 37集落公民館 2,954千円 均等割 A～Cランク 世帯割 1世帯 100円 連絡調整費 体育祭事業費補助金 37集落公民館 527千円	なし	

課 題 ・ 問 題 点	集落公民館単位で補助金を交付している町村がある。				調整後における事業費等影響額 単位：千円			
					現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調 整 方 針	現行制度を継続し、新市移行後すみやかに新たな制度をつくり調整を図る。				村上市	120	120	0
処 理 の 時 期	合併時				荒川町			
具 体 的 処 理 方 法	現行制度を継続し、新市移行後すみやかに新たな制度をつくり調整を図る。				神林村			
					朝日村	1,918	1,918	0
根 拠 条 例 ・ 規 則 等	朝日村集体公民館運営費補助金交付規程 山北町補助金交付規則、村上市要綱				山北町	3,481	3,481	0
					粟島浦村			
					広域事務組合			
				計	5,519	5,519	0	
				検討結果	11	備考		

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号 7 - 2 - 6 - 4 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	社会教育	調整項目	補助金	検討確認項目	文化財補助金	検討確認細項目	国県市町村指定文化財補助金
------------	------	------	------	-----	--------	--------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市文化財保存事業 国・県補助金を伴う事業 国 50% 県 25% 市 25% 国・県補助金を伴わない事業 補助率 50% 限度額 3,000千円						

課題・問題点	文化財補助金交付要項を定めている町村が少ない。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	村上市の例により合併時までに調整する。	村上市	156	156	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	村上市の例により合併時までに補助金交付要綱を作成する。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
根拠条例・規則等	地方自治法、文化財保護法、村上市補助金交付規則、村上市文化財保護条例、村上市文化財保護条例施行規則、村上市文化財保存事業費補助金交付要項	山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	0
		計	156	156	0
		備考			

検討結果